

静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

（目的）

第1条 静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4に基づき、第三者評価事業の普及促進と評価内容の充実を図るため、静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の所掌事項について諮問を受け、意見を述べる。

- (1) 第三者評価機関の認証基準に関すること
- (2) 評価機関更新時研修の実施に関すること
- (3) 第三者評価基準の策定及び改定に関すること
- (4) 評価調査者研修プログラムに関すること
- (5) 調査者研修の実施に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (7) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (8) その他第三者評価事業を推進する上で必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別に定める委員をもって構成する。なお、必要があると認められた場合は、委員を加えることができる。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員のうち1名は、委員の互選により、委員長となる。
- 4 委員長は、委員のうち1名を副委員長に指名する。
- 5 委員長は、委員会を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員として在任する期間とする。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、第3条第1項に掲げる委員のほか、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会の出席及び必要な事項について意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉長寿局福祉指導課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。